

外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書（C - 2130）

「申告価格」欄には、仕入書等によるC I F 価格を記載する。

「申告者住所氏名」欄に記載される申告者は、船用品又は機用品を積み込もうとする者であれば足り、船長、機長、シッフチャンドラー、石油会社その他船（機）用品の販売者のいずれでもよい。なお、これらの購入者又は販売者以外の者が業としてこれを行う場合は、通関業者でなければ申告することはできない。通関業者が代理人として申告する場合は、「代理人住所氏名」欄に通関業者の住所及び名称を記載する。

外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告を行う場合については、以下のとおりとする。

- (1) 船用品（燃料に限る。）については、「申告者住所氏名」欄には積込発注者名（商社、船会社及び石油元売会社等）を、「積込船（機）名」欄には積み込もうとする全ての船舶名を、「積込場所」欄には積込もうとする全ての場所（開港名）を、「積込年月日」欄には積込みの期間（最長6月）を、「積込方法」欄には燃料供給船名及び信号符字を記載することとする。なお、「積込船（機）名」、「積込場所」、「国籍」及び「船舶の種類」欄については、添付書類による記載を可能とする。
- (2) 機用品については、「積込船（機）名」欄には積み込もうとする航空機の所有者名又は管理者名を記載することとし、「積込年月日」欄には積込みの期間（最長6月）を記載する。